

競争入札設計図書等に関する回答書

令和8年6月9日

富岡土木事務所長 簇野 直広

工事（委託）番号	第26-41371-0051号
工事（委託）名	道路橋りょう維持（維補）工事（舗装補修）
質 問 事 項	
<p>1. 交通誘導員の増員について、準備工や測量実施時に必要となった場合、または、警察署との協議等において必要となった場合は、変更協議対象となりますでしょうか。ご教示願います。</p> <p>2. 測量に基づいた図面を監督員に提出したのちに、設計変更確定までに時間がかかることにより、その後の施工期間の確保が困難な場合は、工期の延長および現場維持費等について、変更協議の対象となりますでしょうか。ご教示願います。</p> <p>3. 現地確認において、除草や側溝清掃が必要となる箇所が確認できました。帰還困難区域内にあるため、仮に除草や側溝清掃を行った場合の草や土砂の処分等に係る取り扱いはどのようになりますでしょうか。ご教示願います。</p> <p>4. 現地確認において、標準横断図記載の施工幅にアスカーブが含まれる箇所がございますが、アスカーブの取り扱いは残置になりますでしょうか。また、アスカーブがない箇所の路肩盛土については、どのようになりますでしょうか。ご教示願います。</p> <p>5. 中東情勢の影響により、建設資材の価格値上げの動きが出ております。工事受注後にも価格上昇が続く場合には、請負金額増額について協議いただくことは可能でしょうか。ご教示願います。</p> <p>6. 上記に関連し、価格高騰にとどまらず主要資材の調達困難となる場合においては、受注者の責に帰することができない事由による工事の一時中止の判断、および中止に伴う増加費用の協議が、工事一時中止に係るガイドラインに則り適切に執行されるものと考えてよろしいでしょうか。ご教授願います。</p> <p>7. 施工第0-0008号表 縦断測量、第0-0009号表 横断測量について、測量士の（内業）は、「特殊勤務手当」および「時間的制約を受ける」補正の対象外である認識でよろしいでしょうか。ご教示願います。</p>	
回 答 事 項	

1. 福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の対象となります。
2. 福島県工事請負契約約款第 22 条に基づく協議の対象となります。
3. 共通仮設費率に含まれる準備費の範疇を超えるもので必要と判断される場合には、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の対象となります。
4. アスカーブの取り扱いおよび、路肩盛土については、現地測量の結果に基づいて判断し、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の対象とします。
5. 中東情勢の影響により、建設資材の価格上昇が続く場合については、福島県工事請負契約約款第 26 条に基づく協議の対象となります。
6. お見込みのとおり、主要資材の調達困難となる場合においては、受注者の責に帰することができない事由による工事の一時中止の判断、および中止に伴う増加費用については、「工事一時中止に係るガイドライン」に基づき協議の対象とします。
7. お見込みのとおり、測量士の内業については、「特殊勤務手当」および「時間的制約を受ける」補正の対象外となります。